

## 契 約 書 (案)

倉敷市教育委員会（以下、「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇（以下、「受注者」という。）とは、倉敷公民館ほか13施設（以下「対象施設」という。）で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

件名	倉敷公民館ほか13施設で使用する電気	
物件所在	倉敷公民館	倉敷市本町2-21
	倉敷西公民館	倉敷市八王寺町199-3
	倉敷北公民館	倉敷市中庄1895-1
	庄公民館	倉敷市上東736-1
	茶屋町公民館	倉敷市茶屋町1604-4
	西阿知公民館	倉敷市西阿知町1122-2
	水島公民館	倉敷市水島北幸町1-2
	連島公民館	倉敷市連島町西之浦497-1
	郷内公民館	倉敷市林2008-1
	玉島西公民館	倉敷市玉島柏島7038-6
	玉島北公民館	倉敷市玉島八島1773-10
	玉島黒崎公民館	倉敷市玉島黒崎5549-6
	船穂公民館	倉敷市船穂町船穂1697
真備公民館	倉敷市真備町箭田1685	

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の対象施設で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金		円／kW・月
電力量 料金	夏季（7月～9月）	円／kWh
	その他季	円／kWh

（各単価には消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者受注者協議の上これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、本契約締結日から令和5年5月31日までとする。

（需要期間）

第4条 受注者が電気を供給する期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。（倉敷市財務規則第154条第3号及び同規則第175条第7号による）

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して売掛債権を譲渡する場合にあたっては、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kWを超えて変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上変更するものとする。

（使用電力量の計量）

第9条 毎月の電力量の計量日は、毎月1日0:00とし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を算出する。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金の単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、平均力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。平均力率の算定式は倉敷市を管轄する旧一般送配電事業者の供給条件による。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて

得た額とする。ただし、一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)に定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合の算定方法等について、倉敷市を管轄する旧一般電気事業者が定める電気契約要綱等による。

- 4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の取扱いについては、倉敷市を管轄する旧一般送配電事業者が定める電気契約要綱)によるものとする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 受注者は、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、30日以内に当該請求額を支払うこととする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、30日以内に電気料金を支払わない場合、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算された額の遅延利息を甲に請求できるものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約解除)

第12条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めるとき。
  - (2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
  - (3) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定義する暴力団、又は暴力団員が、受注者の経営等に関与していることが発覚したとき。
- 2 受注者は、前項による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
  - 3 受注者は、第1項第3号から第4号の規定に該当し、契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した契約全期間の電気料金の20パーセントに相当する額を、違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第13条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

- 2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。
  - (1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。
  - (2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条に定める電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(守秘義務)

第14条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(契約外の事項)

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年〇月〇〇日

発注者 倉敷市西中新田640番地

倉敷市教育委員会

教育長 井上 正義

受注者